

提出していただいた意見とそれに対する県の考え方

【条例制定の基本的な考え方に関するもの】（9件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	情報弱者と言われるろう者、中途失聴者、難聴者、失語症の方々に対しての情報コミュニケーション条例の制定を望みます。	本条例は、手話が言語として尊重され、手話で生活できる地域社会の実現を目指すための理念及び施策を定めることを目的としております。
2	言語としての手話は肯定するが、手話だけでなく筆談・要約筆記などの多様なコミュニケーション手段を含む条例とすべき。	聴覚に障害のある方が円滑な意思疎通を図る上では、要約筆記や筆談等の音声言語に基づくその他のコミュニケーション手段も重要であり、これらについては県の施策においてその充実を図ることとしております。
3	盲ろう者の方々には「触手話」や「指点字」でコミュニケーションを取っている。「触手話」についても今回の手話言語条例の内容に含めることはできないか。	手話と触手話は別のコミュニケーション手段であり、その成り立ちも異なることから、今回の条例の対象に加えることは考えておりませんが、盲ろう者の方々へのコミュニケーション支援については、引き続き取り組んでまいります。
4	基本理念には、手話を使用することで、聞こえない人と聞こえる人が等しく個人として尊重される、という言葉が必要。	県は、ろう者か否かにとどまらず、すべての人が年齢や障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しているところです。
5	ろう者は現在でも手話で生活しており、周囲と手話でのコミュニケーションが取れないことがネック。「ろう者とろう者以外の人で共生することのできる地域社会の実現をめざす」ことを目的とされるのがよい。	また、本条例は「手話で生活できる」地域社会の実現を目指していますが、県としては「共生」からさらに一歩踏み込んだ内容であると考えています。
6	「ろう者が手話で生活できる」からもっと広げて、「ろう者とろう者以外の者が共生できる」とすべき。	
7	「地域社会の実現に寄与」では弱く、「地域共生社会の実現」と断言してはどうか。	
8	基本理念の冒頭に「ろう者の人権が尊重され、手話を使うろう者と、ろう者を取り巻く人々が互いに認め合い、支え合うことができる共生社会の実現を目指し、手話の普及及び習得の機会の確保は…」とすべきではないか。	
9	ろう者がコミュニケーションをとる方法も多様化しており、手話以外の多様性を認めてはどうか。この条例案は、ろう学校で口話法だけを教えていた時と同じ印象がある。	意思疎通支援の推進に当たっては、障害のある方が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用しやすい環境づくりを進めているところです。 本条例は、手話が言語として尊重され、その普及と習得機会の確保を図るために制定するものであり、多様なコミュニケーション手段に対する支援と相反するものではないと考えています。

【条例の目的、基本理念及び役割に関するもの】（26件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
《条例の前文、目的、基本理念について》		
10 11	「ろう者」と「聴覚障害者」が混在していてわかりにくい。言葉の定義をして使い分けてほしい。（2件）	「ろう者」は聴覚に障害のある方の中で手話を使用して生活している方を指し、「聴覚障害者」は手話を使う人も使わない人も含めた、聴覚に障害のある方の総称として使用しています。
12	前文に「聴覚障害者は日常生活における意思疎通のみならず、成長の過程で思考力や表現力を身に付け、豊かな人間性をはぐくむ上でも困難な状況に直面している」とあるが、聴覚障害者はすべてこういう問題を抱えていると誤解されかねない。「聴覚障害者の中には」というとらえ方ではどうか。	聴覚に障害のある方個人の人格を断定的に決めつける意図は一切ありません。 県としては、聴覚に障害のある方々は、手話の習得機会の不足等により、困難な立場に置かれがちであると認識しており、当該認識に基づき政策的な対応が必要であることを条例内で明記すべきであると考えたところです。
13 14	「手話言語による生活維新を成し遂げる」の意味がよくわからない。この文章はなくても意味が通る。（2件）	本県の総合計画である「やまぐち維新プラン」において、県民誰もが希望を持っていつまでも安心して暮らし続けられる県の基盤を築く取組を「生活維新」と名付けて取り組んでいるところです。 本条例は「手話で生活することができる地域社会の実現」を目的としており、「やまぐち維新プラン」の目指す方向性と軌を一にすることから、そのことを「手話言語による生活維新」と呼称することとしたところです。
15 16	「ろう学校で手話の使用が制限された時期があった」ことについて、歴史的経緯を具体的に記載し、条例の中でろう者の皆さんに謝罪の意を示すべきではないか。（2件）	学校現場における手話の使用の制限は、昭和期のろう教育において、国が学校現場における口話教育を推進する方針のもと行われたものと理解しています。 過去の国の方針に県が何らかの意思表示をすることは考えておりませんが、こうした中でも手話が大切に受け継がれてきたという歴史的経緯を踏まえ、本条例の制定を機に、手話で生活することができる地域社会の実現を目指してまいります。
17	「手話が音声言語とは異なる独自の言語であるという認識」をする必要があるのか？「手話は、ろう者の皆さん同士、又はろう者と健聴者のコミュニケーション手段であるという認識」ではいけないのか。	手話はその性質上、音声言語とは異なる独自の言語であり、その認識に立った上で、コミュニケーション手段としての普及を図ることが必要であると考えます。
18	「手話が音声言語と異なる独自の言語である」ことを強調しているが、手話を特別視することは、手話を言語として使用しやすい環境から遠ざけることにつながるのではないか。	

19	「聴覚障害者及びその家族が共に手話を習得する機会も著しく不足」については、県障害者福祉サービス実施計画や市障害者福祉計画にも記載があるか。事実ならば重要な地域課題であるが、県の見解を問う。	<p>県の障害者施策に関する基本方針「やまぐち障害者いきいきプラン」においては、施策の推進方向として「情報環境・意思疎通支援の充実」を掲げております。</p> <p>また、「県障害者福祉サービス実施計画」は、障害福祉サービスの提供体制の確保を図るものであり、個別の課題については記載しておりません。</p> <p>なお、各市町の障害者福祉計画については、各市町にお問い合わせください。</p>
20	「聴覚障害者及びその家族が共に手話を習得する機会」は、行政が提供するのか。	<p>県や市町、教育機関が直接提供する、関係団体による提供を行政が支援する等、様々な選択肢について検討を行った上で、最適な手段により実施したいと考えています。</p>
21	「聴覚障害者及びその家族が共に手話を習得する機会」について、親がろう者で手話を使っている場合は子どもも手話を使うが、親が健聴者で子どもがろう者の場合、手話の習得を含めた支援をどのようにするのか。	<p>親子が自然に手話を身に付けることができる交流機会を確保するため、市町等の協力を得ながら、具体的な施策について検討してまいります。</p>
22	手話を使用して「暮らしやすい」「生活しやすい」県にすることを明記してほしい。	<p>素案において「手話を使用して生活することができる地域社会の実現」を目指すことを目的としており、本条例の第1条にもその旨を明記しました。</p>
23	前文の最後が「決意」とあるが、主語を補うべき。	<p>素案では、県の考え方を端的にお示しするため、概要のみを記載したところです。</p> <p>なお、県が制定する条例であることから、決意する主体は県です。</p>
24	目的規定に書かれていることは「3. 基本理念」以下に具体的に明示されているため、ここで記述する必要はないのではないのか。	<p>条例により達成しようとする目的を明示するため、条例の冒頭に目的規定を置くことが通例であることから、本条例においても当該規定を設けております。</p>
25	目的は「手話の普及及び習得の機会の確保」となっているが、その前に「手話が言語であることを認識し」という一文を入れてほしい。	<p>ご指摘を踏まえ、条例の第1条の冒頭に「手話が言語であるという認識の下」との条文を追加しました。</p>
26	「ろう者（聴覚障害者のうち、手話を使用して日常生活及び社会生活を営む者）」との注釈があるが、前文に「ろう者」が多用されているので、注釈は最初か最後に説明として掲載したほうがよい。	<p>条例第2条に用語の定義規定を設け、「ろう者」もそこで定義付けております。</p> <p>なお、条例等の制定に当たっての基本ルールとして、用語の定義は本文の冒頭で行い、前文に定義規定は置かないこととされています。</p>
27	基本理念は、語尾の「こと」を省いて「取り組まなければならない」「推進されなければならない」としてはどうか。	<p>素案では、県の考え方を端的にお示しするため、あえて条文の形を取らず、箇条書きにしたところです。</p> <p>条例においては、ご指摘のような表現に改めております。</p>

28	基本理念の2番目と3番目は、冒頭が「手話の普及及び習得の機会は」、文末が「～という認識のもとに推進されなければならない」と全く同じ文面で、読んでいてしつこさを感じる。より洗練された文章に書きなおしてほしい。	条例は法令の一種であることから、条文の規定に当たっては、文章の読みやすさや見栄えよりも、内容の正確性を優先しております。
《役割について》		
29	県の責務として、「手話の普及」に加え、それに携わる人材の育成と確保を入れてほしい。	意思疎通支援者の育成及び確保については、これまでも県が施策として実施してきたところであり、今後も引き続き取り組んでまいります。
30	県民と比べて表現が弱い。県民は「自主的」「積極的に」役割を果たすよう求めている一方で、県や市は「努める」にとどまる。「積極的に努める」とするなど、県がしっかりやるという心意気を見せてほしい。	県は施策を実施する「責務」を有することとしており、県民や事業者の方々の「役割」よりも、より積極的に関与すべき位置づけとしております。
31	県民の役割として「手話の習得に努める」とあるが、前文では「手話を習得するのは聴覚障害者とその家族」となっており、整合を取ってほしい。	前文は「広く県民に対し手話の普及を図る」とし、県民の皆様にも手話を習得していただくことを期待しております。 なお、聴覚障害者及びその家族の方に対しては「手話を習得する機会を確保」することを目指しており、不整合はないものと考えています。
32	県民の役割として「手話の普及に積極的な役割を果たす」とあるのは、言葉が強すぎる。県や市町が「努力」と比べると違和感がある。	ご指摘を踏まえ、「手話の普及に積極的な役割を果たす」との表現を削除しました。 なお、県は施策を実施する「責務」を有することとしており、手話の普及等に関する施策を主体的に推進すべき位置づけとしております。
33	当事者の役割として、「主体的に取り組む」の「主体的」は削除すべき。ろう者や手話通訳者が県よりも強く動く必要があるように思える。取組は県が引っ張る、あるいは県と協働するくらいでよい。	県は施策を実施する「責務」を有することとしており、条例に基づく施策を主体的に推進すべき位置づけとしておりますが、施策の推進に当たっては当事者団体の皆様の協力が不可欠であることから、主体的な取組をお願いしているところです。
34	事業所には、雇用の規定とは別に、「サービス事業者(医療等を含む)」を規定してほしい。	ご指摘を踏まえ、事業者に「ろう者にサービスを提供する事業者」を加え、手話の使用
35	事業者の役割に「ろう者が使いやすいサービスを提供する」ことを追加してほしい。	について必要かつ合理的な配慮を求めることを明記しました。

【条例に基づく基本的施策に関するもの】（9件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
36	ろう者や手話通訳者等が、講習依頼に伴う過度な負担で健康を損なうことがないよう配慮してほしい。	施策の推進に当たっては、ろう者及び手話関係者の方々に過重な負担がかからないよう配慮いたします。
37	手話通訳者が通訳をすることで自身の心身の健康を害し、活動を断念せざるをえなかった歴史がある。今後も起こりうる問題として、自己責任としてではない健康についての視点をぜひとも基本理念に盛り込んでいただきたい。	なお、本条例は、手話が言語として尊重され、手話で生活できる地域社会の実現を目指すための理念及び施策を定めることを目的としていることから、当該内容を基本理念に盛り込むことは考えておりません。
38	素案では、誰が誰に情報の提供・助言をするのかがわからない。県が助言すると捉えられるよう、主語を補足してほしい。	素案では、県としての考え方を端的にお示しするため、あえて条文の形を取らず、箇条書きにしたところです。
39	「情報の提供、専門的又は技術的な助言を実施する」のが誰かわからない。「県は」など主語を明記してほしい。	なお、県が制定する条例であることから、基本的施策の実施主体は県です。
40	<p>以下のことについて検討をいただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ろう者が社会生活を営む上で障壁となるような事物・制度・慣行その他の除去について合理的な配慮 ・手話の普及、使いやすい環境の整備 ・ろう者等の相談拠点の支援 ・手話通訳者・指導者の確保及び養成技術の向上 ・手話通訳者の技術向上に対する県の支援助成 ・条例を推進するための協議会の設置 ・公的機関への手話通訳士又は手話通訳者の設置（困難な施設には、タブレット端末を用いた遠隔手話通訳サービスの提供） 	<p>合理的配慮の提供については、障害者差別解消法に基づき、県民や事業者の幅広い理解に向けた取組を進めるとともに、障害に対する理解とちょっとした手助けを行う「あいサポート運動」を推進してまいります。</p> <p>施策の検証の場は必要と考えており、今後関係者の意見を伺いながら検討してまいります。</p> <p>その他の具体的な施策については、今後条例の理念を具現化する中で検討してまいります。いただいたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
41	まずは県職員や行政関係者が手話を学んでほしい。	条例の制定を機に、県・市町職員向けの研修会等の機会を捉えて、担当職員が手話を学ぶ場を確保してまいります。
42	財政上の措置について、具体的にどういうことを考えているか。	具体的な施策については、今後条例の理念を具現化する中で検討してまいります。
43	県内で手話が身近に感じられる雰囲気を作ってほしい。（例：図書館で手話書籍コーナーを設けPRする、県や各市町、社協などの広報誌に簡単な手話を掲載する など）	手話の普及に向けて「県民が手話に接する機会の充実」を図ることとしており、いただいたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
44	県東部の住民は、聴覚障害者情報センターが遠く、手話通訳者養成講座の受講が難しい。東部で開催できないか。	意思疎通支援者の育成は重要と考えており、いただいたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

【パブリック・コメント等に関するもの】（5件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
45	意見作成のためには関係法律や他県の手話言語条例を確認することが必要で、パブリックコメント期間が1か月では短い。期間の延長、又は期間内意見を反映された資料を再提示しての意見募集の再実施、条例文案を改めた上での再意見募集を求める。当該要請を断る場合は、その理由を明示願う。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等の作成過程において決定しており、期間延長等の予定はありません。
46	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、新聞広告・記事掲載について具体的に（媒体、掲載日、大きさ）について提示願う。	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（7月10日付山口新聞・中国新聞・宇部日報）により広報に努めました。
47	今回の案件を含め、県の広報誌や「山口県からのお知らせ（山口県公報）」に、パブリックコメントに関する記事がほとんど掲載されていない理由を明示願う。	県広報誌は年4回の発行となっており、原稿の入稿時期との兼ね合いから、速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。 限られた予算の中でいかに効果的に広報を行うか、今後も検討してまいります。
48	意見の提出数・提出人数から、今回のパブリック・コメントについての広報が十分になされたかどうかの判断を求める。	様々なご意見を賜っており、十分な広報がなされたものと考えています。
49	本件内容は専門性が高いことから、県民からの意見募集の他に、関係者・専門家・県内の同様条例制定済み自治体等からの直接の意見聞き取り等の実施をお願いする。	本条例の制定に当たっては、当事者団体や学識経験者等により構成される「山口県手話言語条例検討委員会」を設置し、他道府県の例も参考にしながら、内容についてご議論をいただいたところです。

【その他】（9件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
50	体言止めになっているのは不自然。修正すべき。	素案では、県の考え方を端的にお示しするため、あえて条文の形を取らず、体言止め等の形としたところです。
51	素案全体が体言止めで終わっている文が多く、違和感を感じる。	パブリック・コメントを踏まえた最終案においては、条文の形に修正しています。
52	文面が難しい。県による具体的な説明会は実施するのか。	説明会を開催する予定はありませんが、条例の内容を紹介するため、わかりやすいリーフレットを作成します。
53	「努める」という表現が多用されているが、具体的進展がなくても実施に向けて努力していればよいと解釈されるおそれがあるため、「努める」という表現は不要である。	手話の普及及び習得の機会の確保に向けては、行政だけでなく幅広い主体の協力が必要であることから、県民、事業者の方々にも「努める」役割をお願いしたところです。 なお、県は、施策を実施する「責務」を有することとしているところです。

54	時系列の把握がしやすいよう、年代表記は西暦又は西暦・元号の併記とされたい。	国の法令は元号表記を採用しており、山口県条例においても元号表記を採用しているところです。
55	手話には標準語がなく、県レベルどころか市町村でも表現が違うと言われている。また、NHKの手話ニュースもろう者に正しく伝わっていないと聞いている。手話の方言について県はどのように考えているか。	手話は言語であり、地域によって様々な表現があることについて、広く認識が図られるよう努めてまいります。
56	鳥取県では条例に関する施策を検証する協議会を設置すると規定しているが、山口県ではどう考えているか。協議会設置の要否について検討はなされたか。	施策の検証の場は必要と考えており、今後関係者の意見を伺いながら検討してまいります。
57	施策の進捗を確認する対応に関する記述がなく、条例が死文化するおそれがある。文面や項目の追加を検討願いたい。	
58	鳥取県や大阪市では条例に関することについて協議し、首長に意見を述べる協議会を設置している。山口県でも設置してほしい。	